

昇降機等定期報告の対象・検査時期・報告時期表 [北海道]

昇降機（エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機など）

対象（機種・範囲）	提出先 特定行政庁	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
☆機種：エレベーター、エスカレーター 段差解消機、階段昇降機 小荷物専用昇降機フロアタイプ ※1 ★検査済証交付が 前年1月末迄のもの ＊小樽市と北見市は令和 3年度から規則改正	北海道 室蘭市 苫小牧市 釧路市 帯広市 江別市 小樽市 北見市	☆報告は4月1日開始で翌年1月31日まで。物件毎に基準月（検査済証の交付を受けた月）による。 アー基準月が6月～12月と1月は、基準月の2ヶ月前の1日から基準月の末日まで。 イー基準月が2月～5月は、4月1日から6月30日まで。 ＊規則改正後初年度の <small>小樽市と北見市</small> は、令和3年度に限り「令和3年4月1日～令和4年1月31日」 までの任意の時期の報告となります。この報告を特定行政庁が受理した月をもって、その後の基準月と なります。 報告期限 アは「基準月」末、イは6月末											
	函館市	☆報告は4月1日開始で翌年3月31日まで。物件毎に基準月（検査済証の交付を受けた月）による。 アー基準月が6月～12月と1月～3月は、基準月の2ヶ月前の1日から基準月の末日まで。 イー基準月が4月～5月は、4月1日から6月30日まで。 ＊規則改正後初年度の令和3年度に限り「令和3年4月1日～令和4年3月31日」までの任意の 時期の報告となります。この報告を特定行政庁が受理した月をもって、その後の基準月と となります。 報告期限 アは「基準月」末、イは6月末											
☆機種：エレベーター、エスカレーター 段差解消機、階段昇降機 小荷物専用昇降機フロアタイプ ＊函館市は令和3年度 から規則改正 ★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	札幌市	☆報告は4月～翌年3月。（但し、物件毎に『報告月』が指定されている。） 報告期限 『報告月』末											
	旭川市	☆報告は4月～翌年1月末の間、いつでも可能。 旭川市：報告期限 翌年1月31日											

遊戯施設

対象（範囲）	提出先 特定行政庁	検査時期・報告時期											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
★検査済証交付が 前年3月末迄のもの	北海道 札幌市 旭川市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 釧路市 帯広市 北見市 江別市	☆報告は4月～6月の間、いつでも可能です。 報告期限6月30日											
	函館市	☆報告は4月～9月の間、いつでも可能です。 報告期限9月30日											

※1「検査済証交付」：建築基準法第7条及び第7条の2による。

●次の10市（10特定行政庁）以外の地域に設置された物件の報告は「北海道」へ提出。
 （札幌市・旭川市・函館市・室蘭市・小樽市・苫小牧市・釧路市・帯広市・北見市・江別市）

●報告の開始時期………全特定行政庁 毎年4月1日から。

●報告書の有効期間………全特定行政庁 検査日から3ヶ月以内に特定行政庁へ報告が必要（★有効期間厳守下さい）。

●報告の回数………全特定行政庁 年1回。